

令和3年6月4日  
事務連絡

各単位会長 様

日本行政書士会連合会

一時支援金及び月次支援金に関する追加確定事項について

平素より本会の運営にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

「【事務連絡】中小企業庁からの依頼事項について」（令和3年5月19日付）に関連する事項について、中小企業庁より下記のとおり連絡がありましたので、取り急ぎご連絡いたします。会員への周知対応をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「一時支援金」の書類提出延長期限等について

2週間程度の延長が認められていた一時支援金の書類提出期限について確定いたしました。

=====

- ・一時支援金書類提出期限：6月15日（火）

- ・登録確認機関での事前確認の受付期限：6月11日（金）

※事前確認システムへの入力作業が間に合わないなどといった事情がある場合を念頭に、事前確認の受付期限後の数日間はシステム上での入力作業を行うことができるようにいたします。

=====

2. 「月次支援金」申請受付開始日について

=====

- ・月次支援金申請受付開始日：6月16日（水）

※事前確認の受付開始日も同日となります。

=====

以上